

## 意見検討結果一覧表

(案名：「岩手県と盛岡市が共同で設置する動物愛護管理センター整備基本計画（素案）」に係るパブリック・コメント

No	項目	意見	検討結果(考え方)	決定への 反映状況
1	具体的業務	7 施設の整備等 業務5 災害緊急時の動物の避難救護の支援に関することとあるが、当該施設が避難先となることが期待されると考えます。 そのため、施設の整備等のその他の配慮すべき事項として、飼養・保管頭数の基本頭数と、災害等があった時の許容最大数を想定し明記した方が良いと考えます。そうしたことで、各地域の保健所または保護施設との収容数の連携が上手くなると考えます。 災害等があった時の許容最大数の計算に関して、組立分解のできる大型キャリーケースの設置できる数を提案致します。当施設の間取り、広さを考慮し配置し、緊急時のみ組立、平常の時には畳んで保管しておけます。	災害時における当センターの運営については、災害等緊急時における動物救護を支援として、飼い主とはぐれた犬猫の一時保護等を行うこととしており、御意見のとおり、災害時等に備えたペットフードやゲージ等の備蓄を行い、緊急的な保護体制を確保することとしています。 災害発生時における動物の保護・収容に関しては、当センター以外の広域振興圏ごとの動物管理施設を含め、一体的に管理する体制を構築するなど、県全体で保護・収容・譲渡ができる体制を目指しています。	C (趣旨同一)
2	具体的業務	愛護啓発・交流ゾーンへの意見です。 私は動物の保護もさることながら、不幸の蛇口を閉める「動物福祉の啓発活動」がこれからの岩手県には最も必要と考えています。 そこで、啓発・交流ゾーンでは、来場者が「知る」・「くつろぐ」・「行動する」の一連を経験して動物たちのために一歩を踏み出せる場所にしてほしいです。 具体的には、 ①知る 保護された犬・猫の紹介パネルや適正飼養に関するクイズなどの掲示物 ②くつろぐ ①のパネルを見ながら座ってくつろげる場所。飲食ができるとなお良い。保護猫カフェのように保護猫をガラス越しに見ながら過ごせたら来場者が増えると思う。カフェが難しければ売店や自動販売機でも。 来場者にとって居心地が良い→センターや保護動物たちへの印象アップ→またセンターを訪れたい！のサイクルが回って人が集まる施設になる。 ③行動する 里親やボランティアに興味を持つことが最も直接的だがハードルが高いのが正直なところ。そこで保護犬・保護猫たちへの基金を立ち上げて寄付を募るのがいいと思う。募金額に応じてささやかなオリジナルグッズを贈呈する企画や、多くの自治体で行っている寄付型自動販売機も効果的だと思う。 「保護動物のために行動した」という経験を持ち帰ってもらうことで、より動物福祉への関心が高まり啓発の効果が期待できる。 また、収益があがることで運営のランニングコストを抑えられる効果もあると考えます。 これらのイメージを身近な施設で例えるなら、ZOOMOのエントランスです。動物たちへの知識を深める掲示(知る)・飲食スペース(くつろぎ)・クラウドファンディングの案内ブース(ZOOMOへの愛着を深める経験)があり、また訪れたいと感じられます。 岩手県の動物愛護センターはぜひ愛護啓発・交流ゾーンを充実させて、動物愛護のシンボルのような場所になってほしいです。	当センターの整備に当たっては、動物のいのちを尊重し、返還・譲渡による殺処分ゼロを目指すとともに、動物愛護の普及啓発により、いのちの大切さや共につながり支え合う心を育む拠点となる施設として設置することとしています。 いただいた御意見は、センター運営の参考とさせていただきます。	D (参考)
3	設置目的	動物愛護管理センター整備基本計画を聞いて、命を守る拠点など素晴らしいと思うので、頑張ってください応援しています	より良い施設となるよう取り組んでいきます。	F (その他)
4	具体的業務	この素案について、わんちゃんがおうちに行く前のトライアルを何段階かに分けて行うことが貰い受けたあとの問題を減らすことにつながると思い、応援したいような内容であると感じました。	より良い施設となるよう取り組んでいきます。	F (その他)
5	具体的業務	管理センター内で不妊、去勢手術が行えたら良いですね。	本基本計画では、当センター内に手術室を設けることを想定しており、今後の設計等において具体化を図っていく考えです。	C (趣旨同一)
6	具体的業務	譲渡会は頻回に行っていたらいいように。	当センターでは、いのちを”つなぐ”拠点として、関係団体と連携した譲渡会の開催に取り組むこととしています。	C (趣旨同一)

No	項目	意見	検討結果(考え方)	決定への反映状況
7	運営体制	・動物愛護センターの運営体制について P16では、「県と市が共同で管理運営し、配置する職員は県及び市の職員をもって充てることとし、相互併任発令の方法等により、効率的な業務執行体制を構築する」とされていますが、県と盛岡市での動物愛護管理業務体制について、見直しを行うべきではないでしょうか。見直しを行わない場合においても、地方自治法上における運営体制について、どのように行うかを基本計画において整理を行うべきです。 地方分権一括推進法による地方自治法の改正による市町村優先の原則に則り、平成20年に中核市となった盛岡市は、岩手県の所管業務であった動物愛護管理業務を権限移譲されたところですが、中核市となった平成20年以降、人口減少が進む盛岡市及び岩手県の状況、行政職と違い専門的知識を有する獣医師を一基礎自治体で確保する困難性、全県対応を視野に入れた施設等を考慮すれば、動物愛護管理業務は、連携協約締結後、盛岡市から県へ地方自治法による事務の委託を行い、岩手県が一体的に行うべきではないでしょうか。また、事務の委託であれば、相互併任発令体制では不明確である責任の所在の問題も解決されると思われます。	当センターの管理運営体制や業務執行体制について、本基本計画では相互併任発令等により、効率的な体制を構築する考え方を示していますが、具体的な体制については、今後、県と盛岡市が協議していくこととしています。 いただいた御意見は、体制の検討に当たっての参考とさせていただきます。	D (参考)
8	運営体制	・費用負担割合について 県と市それぞれ2分の1とする根拠は何でしょうか。基本構想でも、費用については、検討事項として具体的に触れられておらず、基本計画で初めて2分の1とすると記載されており、唐突過ぎるように感じるため、基本計画には、他都市の事例も参考としたうえで、岩手県・盛岡市としての、独自の具体的な根拠(人口割合など)に記載する必要があるのではないか。	本基本計画の策定に当たっては、全国で県(府)と市が共同で整備している動物愛護センターの基本計画を参考にしながら策定したところであり、いただいた御意見を踏まえ、計画に追記することとします。 なお、費用負担割合については、他府県において共同設置している全ての事例において、県と市の負担割合が同額折半とされていることなども踏まえ、県と盛岡市において協議を重ね、決定したものです。	A (全部反映)
9	運営体制	一般県民や愛護団体からの動物の受け入れではなく、あくまでも保健所を通じて動物を受け入れる施設。そうでないと税金で運営する意味合いが曖昧になる。	当センターにおいては、狂犬病予防法や動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、県央保健所及び盛岡市保健所が保護等した犬猫を飼養管理するほか、それ以外の保健所で保護等を行い、一定期間飼養管理したものの、譲渡に至らなかった犬猫を受け入れ、更なる譲渡につなげていくこととしています。 なお、譲渡等にあたっては、広く県民や動物愛護団体等と連携していく考えです。	C (趣旨同一)
10	運営体制	飼養管理の人員について、誰でも最初は素人なので、犬猫が好きならであればよく、一般公募で確保がよいと考える。	当センターは、広く県民に開かれた施設として運営していく考えであり、いただいた御意見については、センター運営の参考とさせていただきます。	D (参考)
11	具体的業務	この度、ついにやっと岩手県にも動物愛護管理センターが出来る訳ですが早いうちからボランティアさん、預かりボランティアさんを募集・育成する事が大切だと思います。センター、イコール「保護してくれる場所」と多くの方から相談が来ると考えられます。どのような基準で保護をするのかボランティアさんなくては保護は難しいと思われまます。	一時預かりボランティアの育成については、県としても今年度から取組を始めたところであり、当センターの運営に当たっても、一時預かりボランティアなど、多様な主体と連携・協働していくこととしています。	C (趣旨同一)
12	具体的業務	県南・沿岸、県北広域の保健所との連携と支えのネットワーク構築とありましたがいまだに保健所へくる相談(ノラ猫が庭に来る。エサをあげたら子を産んで困っている・・・)への返答は「エサを与えないで下さい。そうしたらその内居なくなります」という返答がほとんどで何の解決にもなっていません。エサをあげるなら手術をして増やさないようにしましよといったお話をぜひして頂きたい。そして普及してほしいと思います。	当センターでは、飼い主のいない猫対策として、不妊・去勢手術の実施を想定しているほか、盛岡市で実施している、飼い主のいない猫の無秩序な繁殖を抑制するための「盛岡市地域猫活動事業」について、県内全域への普及に取り組むことなども想定しています。 こうした取組が、広く県内各地域で定着・普及するよう、いただいた御意見を参考にしながら、職員をはじめボランティアなど人材育成に努めていきます。	C (趣旨同一)
13	具体的業務	岩手県は広いです。市内から少し車で走れば民家もまばらな山間部も多く、そこに住んでいる高齢者は多いです。手術をするという意識もなく、繁殖し続け、この時代もまだ産まれた子猫を捨てる方も多くいるのが現実。そして家主は亡くなり取り残された猫たちは10、20、30匹といます。そうなる前に、まだまだ動物に対する意識が薄い各市町村、役所、行政へ働きかけていただきたい。時間はかかると思いますが、これから先の未来管理センター継続していくためにもとても大切だと思います。	当センターでは、動物愛護思想の普及啓発に取り組むほか、動物の飼育方等に関する相談や飼育方教室の開催を通じた適正飼養の支援を行うとともに、市町村や関係機関等と連携した多頭飼育に関する情報の共有を図りながら、多頭飼育崩壊の未然防止に向けて取り組むこととしています。	C (趣旨同一)
14	設置目的	取り組みや目的、どういった施設になるのかがよく分かる計画書でした。私自身、猫と暮らしています。実家では犬と暮らしていました。犬、猫と暮らしていない人との意識が乖離していると感じることが多いです。ですので、ぜひ、飼ったことのない人にも知ってほしい施設だと思いました。利用促進のPRも早期に検討して欲しいです。本格的な広報活動をもう開始しても良いくらいに感じました。	当センターでは、動物愛護思想の普及啓発など、動物愛護に関する情報発信に取り組むこととしており、いただいた御意見を参考にしながら、広報等に取り組んでいきます。	C (趣旨同一)
15	運営体制	広域振興圏ごとに集約、整理し愛護管理センターと同じレベルの施設整備を備えたサテライト施設とする	広域振興圏ごとに集約する施設は、サテライト施設としての機能や規模等について、今後、具体的に検討していきます。	D (参考)
16	運営体制	老朽化→建てかえを望みます。 猫用の保護室、新設を望みます。 成長期の犬、猫にとつての30日はトイレのしつけや人慣れ(譲渡時必須)はとても大事だと思います。	広域振興圏ごとに集約する施設は、サテライト施設としての機能や規模等について、今後、具体的に検討していきます。	D (参考)
17	連携・協働	多様な主体それぞれの考え、希望等をよく受け止め、ちがいを尊重した連携・協働の体制、構築	当センターは、多様な主体と連携・協働しながら運営していくこととしており、いただいた御意見を参考にしながら、広報等に取り組んでいきます。	D (参考)
18	連携・協働	それぞれ背景や考え方に少しのへだたりがあると思われる「多様な主体」をうまくコーディネートする力が必要だと思います。「協働」にはお互いが対等な立場にあることが不可欠です。	当センターは、多様な主体と連携・協働しながら運営していくこととしており、いただいた御意見を参考にしながら、広報等に取り組んでいきます。	D (参考)

No	項目	意見	検討結果(考え方)	決定への反映状況
19	施設の整備等	犬19頭、猫132頭→再考願いたい数。 譲渡率の向上もあっての数値かと思うが、これまで愛護団体等との連携もあってのことと理解しています。しかし、ここ数年、譲渡が難しくなっていることも肌で感じています。キャパを超えて殺処分の危機とならないよう、再考を願います。(または、オープン後、見直すなど)	当センターの飼養・保管頭数については、過去の多頭飼育崩壊事案なども踏まえ設定したものです。動物の保護・収容に関しては、当センター以外の広域振興圏ごとの動物管理施設を含め、一体的に管理する体制を構築するなど、県全体で保護・収容・譲渡ができる体制とし、「殺処分ゼロ」を目指していきます。	C (趣旨同一)
20	設置目的	鳥獣保護センターの「見送り」はすぐれた判断だと思います。賛成		F (その他)
21	運営体制	「直営」を維持されるように応援しています。	いただいた御意見については、センター運営の参考とさせていただきます。	D (参考)
22	施設の整備等	①「5 動物愛護管理センターが担う具体的業務」の「(2)動物愛護管理センターが担う具体的業務」について 素案18ページに、「【業務1】動物愛護思想の普及啓発の推進」の事業例の一つに「保護動物のパネルや関連図書等の展示による見学者を対象とした啓発事業」とありますが、障害を持つ方々のアクセシビリティも考慮した展示を行う予定はあるのでしょうか。素案13ページで「目指す姿」の一つに挙げられている「誰でも利用できる開かれた施設」を実現する上では、例として、視覚障害者の方のパネル見学を補助する点字冊子の配置などを行うことが望ましいのではないかと思います。	当センターでは、県民が広く誰でも利用できる開かれた施設を目指しており、いただいた御意見については、センター運営の参考とさせていただきます。	D (参考)
23	運営体制	②「7 施設の整備等」の「(3)整備に当たって配慮すべき事項」について 素案21ページに、「ウ 利用しやすい施設」の(ア)の項目で『愛護啓発・交流ゾーン』、『動物保護・収容ゾーン』、『事務管理ゾーン』の3つの区域を整備し、来場者動線を明確化する」とありますが、ここでの「愛護啓発・交流ゾーン」「動物保護・収容ゾーン」「事務管理ゾーン」という呼称は動物愛護管理センター開所時までに変更される予定はあるのでしょうか。動物愛護管理センターの名称については、素案16ページに「県民・市民から親しまれ利用される施設とするよう『愛称』のほか、(中略)『ネーミングライツ』の導入に向けて取り組む」とありますが、現行の各区域の呼称は「県民・市民から親しまれ」やすいとは言えないのではないかと思います。	本基本計画に記載の各ゾーンは、利用しやすい施設を目指し、来場者動線を明確にするため記載したものです。 当センターの名称については、愛称等の公募などを行いながら、広く県民から親しまれる名称としていく考えです。	D (参考)
24	その他	・この動物愛護管理センターをこの場所に計画・設置することについて、県民市民更には地域住民に対しての第2回目の事業説明会はされたのか、今後予定されるのか。 その席上でどのような意見が出され、県・市はどのような回答をされたのか明らかにすべきと考えるが如何か。	当センターの整備に関して、地域住民の方を対象とした説明会を2回開催したほか、整備予定地の地元自治会の役員会等に参加し説明を行っています。 説明会では、臭気や騒音等への懸念や施設周辺の交通安全対策についての意見があったほか、事業規模や公共交通機関の利便性、旧岩手県営野球場の跡地利用計画に関する意見や質問があったところです。 こうした意見に対し、本基本計画に記載した設置場所選定の考え方や施設整備に当たったの考え方などを説明したところです。	F (その他)
25	設置場所	・設置場所は、県の行政財産である旧県営野球場東側駐車場を予定地としているが、岩手県として旧野球場全体の今後の土地利用計画は策定されているのか。万が一旧野球場全体の土地利用計画が策定されずに、今回のような一部の土地だけの土地利用計画を策定するのは、行政としてその姿勢は大変貧しい発想である。 また、旧野球場は新しい野球場建設に伴い国の補助(?)を得て建設したため、野球場の取り壊しが必須であると以前報道されたと記憶しているが、一部にこのような施設を設置することで、残地の土地利用計画の策定に支障がないのか、県全体(都市計画関係や管財関係の部など)で全庁合意されたものなのか。県はこの土地を民間に払い下げずのか公的施設に利用するのか等の今後の方針を定めたのか。	旧岩手県営野球場跡地の利活用については、「県有未利用資産等活用・処分方針」に基づき、担当部局(岩手県文化スポーツ部)において検討しているところですが、当センターの整備予定地についても、本方針に沿って検討を進めてきたものです。	F (その他)
26	設置場所	・設置場所に係る要件として5項目が示されているが、今回の基本計画にも平成30年4月策定の基本構想にも検討対象とした場所について全く記載されていない。少なくとも基本計画では何か所かは検討されたかと思うが、それらの検討対象とした土地の評価を明らかにすべきと考えるが如何か。今回予定地とした場所が県の公有地であり、用地取得費が不要で、かつ上物が無いために工事費が安価になるとかの理由が本音ではないかと思わざるを得ないが如何か。	当センターに係る整備予定地については、県及び盛岡市の未利用地を中心に検討したところですが、設置場所の要件に全て合致している場所であることから旧岩手県営野球場の東側駐車場跡地を選定したものです。	F (その他)
27	設置場所	・予定地の都市計画上の用地地域は大半が第一住居地域であり、たとえ建設が可能である施設であっても、このような施設が妥当なものであるか慎重な検討がなされたのか大いに疑問である。更に旧県営野球場は、大谷、菊池、佐々木という3人もの大リーガーがプレーした野球場である。これらの記憶をとどめることなくこのような施設を建設することは安易な判断であり、岩手県として恥ずかしいことではないか。全国や海外のファンに対してどのような言い訳をするのだろうか、同じ県民としても恥ずかしい。	当センターに係る整備予定地については、県及び盛岡市の未利用地を中心に検討したところですが、設置場所の要件に全て合致している場所であることから旧岩手県営野球場の東側駐車場跡地を選定したものです。	F (その他)
28	その他	各種の協議会やワーキンググループ、更には岩手県と盛岡市の職員で構成される整備検討協議会の構成員は保健所や動物愛護を直接所管する職員だけであり、県や市のまちづくりの関係の職員の参加がなく、まちづくりの視点が全くないと思われるが如何か。	当センターに係る整備予定地については、県及び盛岡市の未利用地を中心に検討したところですが、設置場所の要件に全て合致している場所であることから旧岩手県営野球場の東側駐車場跡地を選定したもので、その選定に当たっては、地元自治会の御意見を伺ったところです。	F (その他)

No	項目	意見	検討結果(考え方)	決定への反映状況
29	設置場所	・県も市も予算が無く単独で設備出来ないため共同という選択肢しかありえないのだろうが、このような県が主導すべき施設が盛岡市内にしなければならないのか疑問である。県央というエリアの考え方があるようだが、であれば滝沢市や矢巾など盛岡市以外でも設置場所にかかる要件をクリアできる土地があると思うが、如何か。岩手県のような地方でなんでもかんでも県庁所在地の市に施設を集中するのは、均衡ある県土整備の視点からも偏っていると考えるが如何か。盛岡市以外の都市では県の不足分の予算に対応出来ないという事なのか。保健所や市が動物園を所有していることが理由なのか。	当センターについては、平成27年に盛岡市議会で「盛岡市動物愛護センター設立に関する請願」が採択されました。平成29年には岩手県動物愛護推進協議会が県に対して、県と盛岡市が共同でセンターを設置すべきとの意見を盛り込んだ「岩手県動物愛護のあり方に関する提言書」を提出したところです。こうした経緯を踏まえ、平成30年に、県と盛岡市が動物愛護の拠点施設の整備の基本的な考え方等を検討し、「岩手県動物愛護センター(仮称)基本構想」を策定・公表したところです。当センターに係る整備予定地については、県及び盛岡市の未利用地を中心に検討したところですが、設置場所の要件に全て合致している場所であることから旧岩手県営野球場の東側駐車場跡地を選定したものです。	F (その他)
30	その他	・目指す姿に動物との共生、いのちの大切さなどきれいな言葉が並ぶが、P21の飼養・保管頭数や施設規模に記載されているように、対象動物は主として犬や猫であり、その他は負傷した愛護動物とされている。このように施設の対象の大半が犬と猫であり、本当にこのような目標を達成できるのだろうか。また検討時点で、いのちを学ぶ、つなぐ、守る対象は犬や猫以外にどのような動物があるのか、想定されるのか、先行する他県の事例を参考に具体的に示すべきと考える。	動物の愛護及び管理に関する法律において、犬及び猫の引取り、譲渡し等に関することは、動物愛護管理センターが取り扱う業務とされていることから、こうした業務に対応するため、犬や猫の飼養管理を行う施設を整備しようとしているものです。 犬や猫は、多くの県民にとって最も身近な飼育動物の一つであることから、犬や猫を通じて、いのちの大切さや共につながり支え合う心を育む拠点となる施設となるよう、いただいたご意見を参考に、取り組んでいきます。 また、動物の愛護及び管理に関する法律において、動物愛護管理センターの業務の対象となる動物は、犬や猫のほか、牛や馬などの哺乳類、鳥類、爬虫類などの動物も含まれますが、同法の規定に基づき、実際に動物愛護管理センターが飼養管理する動物の多くが犬や猫であることや、一般にペットとして飼育されている動物には犬や猫が多いこと等から、他県等の動物愛護管理センターにおいても、犬や猫を対象とした業務が主としており、本県においても同様の対応になると考えています。	D (参考)
31	施設の整備等	・屋外施設として、ドッグランを想定しているようだが、第一種住居地域にふさわしい施設なのか。P22の環境に配慮した施設の(イ)に記載されている内容と矛盾しているのではないか。	本基本計画では、施設の整備に当たり、「施設内の動物の鳴き声や臭気、排水、景観等により周辺環境に影響を及ぼさない対策を講じる」としたところであり、こうした考え方の下、整備を進めていきます。	D (参考)
32	施設の整備等	・一般利用者用の駐車場の想定台数は？	約50台を想定しています。	F (その他)
33	施設の整備等	・整備スケジュールでは、令和7年基本設計を実施し事業が開始され令和10年供用開始とあるが、事業費の記載が全くないのはなぜか。他県の事例を参考に目安の概算程度を示すことは出来ないのか。このパブリックコメントを実施している1月は知事査定も始まっている。査定の結果はともかく、少なくともどの程度令和7年度予算として要求しているのか、全体事業費をどの程度と想定しているのかは示すべきではないか。現状建設費は高騰し様々な事業が設計や施設規模の見直しをしていることは承知しているが、事業主体として現時点の県と市の見込み額は公表してもいいのではないか。	当センターの全体事業費については、現時点の概算で約11億円を想定し、議会や住民説明会等で説明していますが、今後の資材費や労務費等の変動により事業費が大きく変動することが見込まれるため、本計画に記載していないところです。	F (その他)
34	その他	・結局このようなパブリックコメントを実施するのは、行政のアリバイ作りであり、様々な意見が出されても、結局この素案のとおり実施するものだろうと考えますが、少なくとも上記に記したように、土地利用の全体計画、今後の方針が無いのであれば、全国でこのような施設が設置されていないのは本県と長崎県と報道されていたことを解消するための、とにかく作ってしまえというやつつけ仕事にしか見えません。本筋の話ではないにしろ、敷地面積約87,000㎡のうち約5,000㎡をこの施設建設に使用するが、残地については県として、全庁的合意があれば今後の行政財産としてのどのような土地利用を想定している程度は記載出来ると思うが如何か。ただこの計画の構成メンバーでは、それを望むのは無理とは思いますが如何でしょう。	旧岩手県営野球場跡地の利活用については、「県有未利用資産等活用・処分方針」に基づき、担当部局(岩手県文化スポーツ部)において検討しているところですが、当センターの整備予定地についても、本方針に沿って検討を進めてきたものです。	F (その他)
35	その他	・一般的には、現在公文書や民間の文書では西暦表記が当たり前となっているが、この計画書では元号のみの表記となっている。県の公文書の作成要領は未だに元号のみの表記としているのか、せめて( )書きで西暦を表記することがわかりやすいと考えるが如何か。 盛岡市の文書でさえ多くは元号西暦を併記している。	県や盛岡市で策定している他の計画の表記と同様の扱いとし、本計画では和暦で記載しています。	D (参考)
36	設置目的	動物愛護管理センター整備基本計画のどの項目においても守られる命、希望ある未来を心強く感じられました。日頃より家を持たない犬猫たちの安否、「殺処分0」など命を気にかける私たちが長く長く願っていた事です。 この計画をより力強く丈夫な柱をたてることは、より多くの方々の理解を得ること、関心をもっていただく事が大事だと思います。 「無関心だ」と背中をむけられている方々に振り向いてもらうよう関心をもらえるよう訪問など地域住民間での協力などから一人のつながりが犬猫の命につながり積み重ね命に優しく力強い管理センターに結ばれますようにと心より願います。	当センターでは、いのちを“学ぶ”拠点として、動物愛護思想の普及啓発や動物愛護に関する教育学習に取り組むこととしています。 いただいた御意見については、センター運営の参考とさせていただきます。	C (趣旨同一)
37	運営体制	譲渡に適さないといわれる個体(特に犬)についても訓練等実施し譲渡につなげて、生存の機会を与えるというのが、愛護センターの最大の役割だと思います。一時預かりボランティアの継続、及び愛護センターの役割にボランティアの一員として微力ではありますが協力していきたいと思っています。	当センターでは、いのちを“つなぐ”拠点として、動物の飼い方やしつけ方教室を開催するほか、保護動物の生存機会の拡大のため、関係団体等と連携した譲渡会の開催などに取り組むこととしています。 引き続き、御協力よろしく申し上げます。	C (趣旨同一)

No	項目	意見	検討結果(考え方)	決定への 反映状況
38	具体的業務	「人と動物が共生する社会の実現」、人獣共通感染症対策の推進、と関連して「ワンヘルス」の考えや概念もどこかに盛り込んではいかがでしょうか。 厚労省、環境省、農水省やWHO、福岡県など一部自治体でもとりいれ、この考えを広く、普及・啓発するうごきがあります。 また、日本獣医師会では、日本医師会と学術協力の推進をすることにもなっています。 パンデミックを経験した事で、人、動物、環境との分野横断的な連携の必要性が求められていると思います。	厚生労働省によると、「ワンヘルス」とは、人や動物の健康と、それを取り巻く環境を包括的に捉え、関連する人獣共通感染症などの分野横断的な課題に対し、関係者が連携して取り組む概念とされており、人獣共通感染症対策などでは、この概念を踏まえた取組である「ワンヘルス・アプローチ」が必要とされています。 「ワンヘルス・アプローチ」において、動物愛護管理センターの役割としては、動物取扱業者の飼養衛生管理の指導等のほか、動物由来感染症に係る動物取扱業者や一般市民等への普及啓発などのほか、大学や研究機関等が行う調査研究等との連携・協力などが想定されることから、いただいた御意見を踏まえ、「ワンヘルス」の概念について計画に記載しました。	A (全部反映)
39	運営体制	① 市民やボランティアが子供や家族と一緒に気軽に訪問することが出来るような明るい雰囲気環境を整えたセンターにしてほしいです。	当センターについては、県民が広く誰でも利用できる開かれた施設を目指しており、利用者の利便性や安全性等に配慮するほか、来場者にとって快適で親しみやすい空間となるよう取り組むこととしており、いただいた御意見については、センター運営の参考とさせていただきます。	C (趣旨同一)
40	具体的業務	② 保健所に保護される犬猫は心に傷がある子が多いので、色々な人と関わりゆつくりと人馴れ出来るように人馴れしていない子とも触れ合えるようにしてほしい。	当センターでは、いのちを“つなぐ”拠点として、保護動物の生存機会の拡大に向けて、動物の一時預かりボランティアなどと連携しながら取り組むこととしており、いただいた御意見については、センター運営の参考とさせていただきます。	C (趣旨同一)
41	具体的業務	③ 譲渡されにくいシニア犬猫も条件次第でシニア世代の方へ譲渡を可能にしてほしい。(同居ではなくてもフォローしてくれる家族がいる。シニア犬、猫のシニア世代向けの譲渡会を開催する等)	当センターでは、いのちを“つなぐ”拠点として、保護動物の生存機会の拡大に向けて、動物の一時預かりボランティアなどと連携しながら取り組むこととしており、いただいた御意見については、センター運営の参考とさせていただきます。	C (趣旨同一)
42	具体的業務	④ 譲渡された犬猫のその後の様子を、譲渡から1年後もしくは半年後まで報告してもらい掲示する。飼い主さんも幸せであれば喜んで報告するはずですし、保護犬、保護猫が人に慣れて家族の一員として幸せになっている姿を里親希望の方々も見たら、参考にもなり安心できると思います。	当センターでは、いのちを“つなぐ”拠点として、譲渡を受けた飼い主同士の交流などに取り組むこととしているほか、当センターでの取組を紹介するなどの情報発信に取り組むこととしており、いただいた御意見については、センター運営の参考とさせていただきます。	C (趣旨同一)
43	具体的業務	⑤ 未だに犬を飼うときはペットショップと思っている方が多いので、保護犬を周知してもらえるような活動を考えていただきたいです。 全国には野犬と呼ばれる犬がまだまだおり、沢山の尊い命が殺処分されている現実を知ってもらいたいです。若手県は野犬がいない(少ない)から良いではなく、他県の殺処分対象になってしまった犬を搬送可能な距離で引き取り、命を繋げる活動を岩手でモデルを作り、全国へ発信し広げてほしいです。 ※特に子犬が多いと聞きますが、子犬は譲渡に繋がりがやすいので東北圏内など個体に極力負担がかからない距離での引き取りを検討	当センターでは、譲渡会やシンポジウム等を通じた動物愛護思想の啓発に取り組むほか、県や盛岡市の広報媒体を活用した当センターの取組紹介や県内の動物愛護団体やボランティア等による多様な取組等の情報発信に取り組むこととしており、いただいた御意見については、センター運営の参考とさせていただきます。	C (趣旨同一)
44	運営体制	⑥ 愛護センターが収容できない場合は、預かりボランティアが協力できる体制を作っていただきたい。ボランティアの方へ情報共有されるネットワークの構築や他県の殺処分対象になっている犬猫の情報開示等が可能となるよう、他県との協力体制を図る活動をお願いしたい。	県では、一時預かりボランティアの育成に取り組んでいるほか、当センターについても動物愛護団体やボランティアなど多様な主体と連携・協働できるよう、体制の構築に取り組むこととしており、いただいた御意見については、センター運営の参考とさせていただきます。	C (趣旨同一)
45	具体的業務	⑦ ミルクボランティア・預かりボランティアが増える事を願いますが、不安や心配が多く中々出来ずにいる方も多いと思うので、始めの内は体験や短期間から始められるような仕組みづくりをお願いしたい。 (子猫の負担にならないように気を付けながら)	県では、令和6年度から新たに一時預かりボランティアの育成に取り組んでおり、ボランティアに登録された方々を対象に研修会を開催しているところですが、引き続き、ボランティアの方々が不安なく活動ができるよう取り組んでいきます。	C (趣旨同一)
46	具体的業務	⑧ ドックランはあるようですが、お散歩が出来るように慣らす活動としてお散歩ボランティアも受け入れてほしい。	当センターでは、動物愛護団体やボランティアなど多様な主体と連携・協働する体制の構築を目指しており、いただいた御意見については、センター運営の参考とさせていただきます。	D (参考)
47	具体的業務	⑨ 犬猫が好きだけど住居などの問題で飼育事が出来ない子供達が沢山いますが、ボランティア活動などで犬猫に触れ合うことが出来るといいですし、命の大切さ・尊さを知る教育の場として活用していただきたいです。 子供たちに様々な経験をしてもらうことで動物保護の意識向上や、動物関連の仕事への関心を高めることに繋がると思います。 私は今まで助けたい命があっても一人で出来る事には限りがあり、何もできず悔しい思いをしてきました。しかし、何かしたいと思う気持ちはあります。同じ気持ちの方はきっと沢山いると思うのでボランティアの力を借りて沢山の命が幸せに繋がると期待しています。	当センターでは、いのちを“学ぶ”拠点として、動物愛護思想の普及啓発や動物愛護に関する教育学習に取り組むこととしており、いただいた御意見については、センター運営の参考とさせていただきます。	C (趣旨同一)
48	運営体制	① 16～17ページ「4 動物愛護管理センターの運営体制」について 県と市の費用負担割合については明記されていましたが、おおまかな予算案も必要ではないかと思いましたが、ネーミングライツや寄附などが収入の一部として含まれるとしても、建築費用や初期投資にかかる支出額は、他県の事例なども合わせて知りたいところです。また、譲渡できなかった動物の移送を考えると、盛岡市の負担割合が2分の1とはアンバランスで、市の財源からしても厳しいと考えます。	当センターの整備に当たっては、県と市が共同で平成29年に整備を行った宮崎県の事例なども参考にしながら検討を行ってきたところであり、他県の整備事例では、規模や仕様により違いはありますが、概ね6億円から19億円程度の事業費となっています。 当センターの全体事業費については、現時点の概算で約11億円を想定し、議会や住民説明会等で説明していますが、今後の資材費や労務費等の変動により事業費が大きく変動することが見込まれるため、本計画に記載していないところです。 また、費用負担割合については、他県等において共同設置している全ての事例において、県と市の負担割合が同額折半とされていることなども踏まえ、県と盛岡市において協議を重ね、決定したものです。	F (その他)
49	運営体制	人件費を抑える観点からも、職員は兼務の方向なのでしょうか。何より動物アレルギーのない方の人選となるでしょうし、ぜひ理解と意欲のある方をお願いしたいです。また、軌道に乗るまでは、外部からの経験者も採用するかアドバイザーボード設置なども必要ではないかと考えます。	当センターの管理運営体制や業務執行体制について、本基本計画では相互併任発令等により、効率的な体制を構築する考え方を示していますが、具体的な体制については、今後、県と盛岡市が協議していくこととしています。 いただいた御意見は、体制の検討に当たっての参考とさせていただきます。	D (参考)

No	項目	意見	検討結果(考え方)	決定への反映状況
50	運営体制	次いで、餌代と環境衛生にかかる部分が多額になると考えます。餌やり、室内の清掃や排泄物の処理・入浴など、どうしても人の手が必要な部分はボランティアに頼る予定でしょうか。恥ずかしながら、動物愛護推進員の存在を知りませんでした。盛岡市から委嘱される、保健推進員などは有償だから何とか人材確保ができていことから、動物愛護推進員は無償のままでも継続していけるものかと心配にもなりました。 整備予定地が三ツ割とニュースで知った際、高齢者や高校生・大学生がアルバイトをできる場となれば、地元も活気づくと思ったのですが、人材を含む開所後の計画も素案に盛り込んでいただきたいと思います。	当センターでは、動物愛護団体やボランティアなど多様な主体と連携・協働する体制の構築を目指しています。また、獣医師養成教育機関や動物関連専門学校等の実習やインターンシップの積極的な受け入れに取り組むこととしています。 開所後における人材確保については、今後、県と盛岡市で具体的に検討していくこととしており、いただいた御意見は、体制の検討に当たっての参考とさせていただきます。	D (参考)
51	その他	② 32ページ【地域住民への対応状況】について 住民説明会が既に2回開催されたようですが、町内会単位なのか希望者等なのか、どのような方法で開催されたのかまたその反響が知りたいです。当町内会(三ツ割鉢の皮振興会)の地内では野生動物が多く目撃されており、地域住民から「動物愛護センター設置の説明はあるのか」などの問い合わせがあったからです。	当センターの整備に関して、地域住民の方を対象とした説明会を2回開催したほか、整備予定地の地元自治会の役員会等に参加し説明を行っています。 説明会では、臭気や騒音等への懸念や施設周辺の交通安全対策についての意見があったほか、事業規模や公共交通機関の利便性、旧岩手県営野球場の跡地利用計画に関する意見や質問があったところでした。 こうした意見に対し、本基本計画に記載した設置場所選定の考え方や施設整備に当たっての考え方を説明したところです。	F (その他)
52	その他	③ 殺処分ゼロの実現を推進するのはもちろん大切ですが、命絶えるときは来ます。盛岡市では収集センターにて火葬してもらえますが、その処理手続きの「名称」が事務的で残酷に感じます。飼主の元で亡くなっても、動物愛護センターで亡くなっても火葬されるには事務手続きが必要なのですから、「適切な名称」であるよう、これを機に、県内市町村で確認・検討の上で改正をお願いします。	いただいた御意見については、今後の事務手続きのあり方検討の参考とさせていただきます。	F (その他)

区分	内 容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案は修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの (計画等の案の内容に関する質問等)